

【実践編①】ワークシート

(自ら考え、意思決定する)

実践のポイント

実際の行動につながるような目標設定を立てる

記入日: 月() 日() 年 組 番 名前

① 私ができる(できそうな)「学級・ホームルーム」でのバリアフリー

② あなたができる(できそうな)「学級・ホームルーム」でのバリアフリーを行動するにあたって、障壁になることまたはなりそうなことはありますか。考えてみよう。

障壁となりそうなことを書いてみよう

✓ 障壁(バリア)1

✓ 障壁(バリア)2

✓ 障壁(バリア)3

✓ 障壁(バリア)4

③ 障壁をなくすためにできる(できそうな)ことを2つ具体的に書いてみよう。(具体策)

1. _____

2. _____

④ 今日から1か月間、あなたが書いた具体策を意識した行動を心がけてみましょう。
1か月後、自分自身の行動を振り返ります。
(振り返り予定日 月 日)

◆ 達成度について考え、当てはまる箇所を印を付けましょう。
1 (意識しなかった)・2 (意識したができなかった)・3 (5割できた)・4 (8割できた)・5 (できた、もっとできそう)

振り返り

⑤ 学級・ホームルームで「心のバリアフリー」について考え、行動する学習をしてきました。生徒自身の学びのプロセスが見えてきます。お読みいただき、コメントをご記入ください。

から

【実践編②】ワークシート

(自ら考え、意思決定する(ほかの学びを支援しようとする))

実践のポイント

日常生活の場面で学習した見方、考え方を生かし行動につなげる

記入日: 月() 日() 年 組 番 名前

① 私ができる(できそうなまたはやってみよう)「学校以外の場面」でのバリアフリー

② あなたができる(できそうなまたはやってみよう)「学校以外の場面」でのバリアフリーを行動するにあたって、障壁になることまたはなりそうなことはありますか。考えてみよう。

障壁となりそうなことを書いてみよう

✓ 障壁(バリア)1

✓ 障壁(バリア)2

✓ 障壁(バリア)3

✓ 障壁(バリア)4

③ 障壁をなくすためにできる(できそうな)ことを2つ具体的に書いてみよう。(具体策)

1. _____

2. _____

④ 今日から3か月間、あなたが書いた具体策を意識した行動を心がけてみましょう。
3か月後、自分自身の行動を振り返ります。
(振り返り予定日 月 日)

◆ 達成度について考え、当てはまる箇所を印を付けましょう。
1 (意識しなかった)・2 (意識したができなかった)・3 (5割できた)・4 (8割できた)・5 (できた、もっとできそう)

振り返り

⑤ 「心のバリアフリー」について考え、行動する学習をしてきました。生徒自身の学びのプロセスが見えてきます。お読みいただき、コメントをご記入ください。

から

各都道府県教育委員会担当事務主管課長
各指定都市教育委員会担当事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人の
附属学校事務担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校事務担当課長
各国公立大学法人担当課長
大学を設置する各地方公共団体担当課長
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長
大学を設置する各学校設置会社担当課長
大学又は高等専門学校を設置する公立大学
法人を設立する各地方公共団体担当課長
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課長
各都道府県専修学校各種学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・擁護局障害保健福祉部企画課長

殿

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長

中 園 和 貴

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

千々岩 良 英

文部科学省初等中等教育局教育課程課長

武 藤 久 慶

文部科学省高等教育局大学教育・入試課長

石 橋 晶

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長

山 本 博 之

法務省人権擁護局人権啓発課長

井 川 良

ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について（通知）

日頃から、人権教育の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

学校におけるハンセン病問題に関する教育については、以前から御配慮いただいているところですが、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）において、関係省庁が連携・協力し、人権教育の強化に取り組むこととされており、「ハンセン病に関する教育の実施について」（令和元年8月30日付け元初児生第13号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長・教育課程課長通知）で、その旨をお知らせし、令和3年度からは、文部科学省、厚生労働省、法務省の3省連名で通知を発出し、関係省庁間の連携の下で一体的に施策の推進を進めているところです。

令和5年3月には、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」において「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会 報告書」（※）が取りまとめられたところであり、ハンセン病に係る偏見差別の解消に向け、より一層の教育の充実が重要となります。

ハンセン病問題について学校で活用できる資料としては、厚生労働省が作成しているパンフレット「ハンセン病の向こう側」や、法務省が作成している人権啓発動画「～ハンセン病と家族の物語～夢でしか帰れなかった故郷」、「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」などがあります。

また、文部科学省においても、独立行政法人教職員支援機構が提供する校内研修用の動画コンテンツの一環として、ハンセン病問題に係る講義動画を作成しております。この動画は、学校でハンセン病問題に係る教育に真摯に取り組んでこられた校長先生による講義を収録しております。

さらに、厚生労働省においては、国立ハンセン病資料館に委託し、ハンセン病問題に関する専門知識を有する学芸員の無料の出張講座（講師派遣またはオンライン）を行っているほか、厚生労働省が委託事業において実施する講師等派遣事業では、当事者である元患者の御家族の講師派遣も行っております。

おって、法務省においては、人権擁護委員や法務局職員が学校に訪問して、上記人権啓発動画を活用した人権教室を実施しております。

詳細は下記のとおりですので、これらの資料や事業を活用していただき、ハンセン病問題に関する教育を実施していただきますよう、御配意のほど、よろしくお願いたします。

また、大学等（高等専門学校、専修学校及び各種学校を含む）におかれても、学芸員等の講師派遣やその他の関係施設・資料等を授業等に活用いただき、ハンセン病問題に関する教育について御配意いただきますようお願いいたします。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省にあっては所管の専修学校に対して、御周知いただきますよう、よろしくお願いたします。

なお、これらの資料や事業は、学校での活用に限らず、社会教育の場でハンセン病問題について学ぶ際にも適切な内容であることから、教育委員会や社会教育施設等が開催する講座等においても活用していただきますよう、よろしくお願いたします。

※「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会 報告書」掲載 URL

https://pubbjt.mri.co.jp/pjt_related/kentoukai/jql43u00000010ff-att/kentoukai_20230331report.pdf

記

1. パンフレット「ハンセン病の向こう側」について

厚生労働省が毎年、全ての中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校中等部に対して中学第一学年相当の学年の生徒分を配布しているパンフレット「ハンセン病の向こう側」について、令和3年8月改訂版が厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、積極的に活用いただきたいこと。

印刷物については、令和6年度においては、今秋に各中学校等宛てに発送予定としており、ハンセン病問題に関する教育を実施していただきたいこと。

パンフレット「ハンセン病の向こう側」を使用した国立ハンセン病資料館の学芸員の出張講座も行っているため、先生と生徒が共にハンセン病問題について学ぶことができる場として、御活用をお願いしたいこと。

また、これらのパンフレット等とともに中学校等にはアンケートも合わせて送付することとしているところ、パンフレットの活用状況の把握及び学校現場の声を踏まえた内容の改善を図るため、各中学校等におい

て、アンケートへ積極的に御回答いただけるよう周知いただく等御協力いただきたいこと。

【パンフレット掲載 URL】 <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>



2. 校内研修シリーズ「ハンセン病問題学習 差別の連鎖を断つ ―ハンセン病問題から学び、伝える―」の活用について

全国の学校教育関係職員に豊富で質の高い研修機会を提供するため、校外、校内、自己研修を問わず、どこにいても研修が可能となるような目的で作成している約 20 分の講義動画「校内研修シリーズ」において、ハンセン病問題に関する講義動画を作成し、令和 3 年 12 月 6 日付けで配信を開始した。本動画につき、校内研修や教育委員会による研修などで積極的に活用いただきたいこと。

【講義動画 URL】 <https://www.nits.go.jp/materials/intramural/100.html>



3. 「人権教育研究推進事業」の成果の活用について

ハンセン病問題に係るものも含め、「人権教育研究推進事業」の成果が文部科学省ホームページに掲載されている。この中には、厚生労働省作成の中学生向けパンフレットを活用する事例や、国立ハンセン病資料館と連携する事例などが含まれているため、各学校における指導の検討に当たって参考としていただきたいこと。

【成果概要 URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/siryu/1341102.htm

※令和 5 年度事業の成果については後日公開予定。



4. 人権啓発動画等について

法務省が作成した人権啓発動画「～ハンセン病と家族の物語～夢でしか帰れなかった故郷」は、ハンセン病問題に関する正しい知識とともに、偏見・差別の解消には、この問題を自分事として捉え、行動を変えていくことが必要であることを、小学校低学年にも分かりやすく説明したアニメーションである。同じく、人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」は、元患者やその家族のエピソードのアニメや、国立ハンセン病資料館の学芸員による解説で構成されている動画である。いずれの動画も YouTube 法務省チャンネルに掲載されているほか、法務局や地方法務局、(公財)人権教育啓発推進センターが運営する人権ライブラリーにおいて DVD の貸出しも行っている。また、動画に準じた内容の人権啓発冊子も作成している。いずれも主に、小中学生向けとして作成されたものであるため、各小中学校においてハンセン病問題に関する教育を実施する際には、本動画等を活用いただきたいこと。

併せて、主に中学生を対象として、ハンセン病当事者や関係者の話を聞き、ハンセン病問題が「今の」問題であると認識し、偏見・差別のない社会の実現のために何をなすべきかを考えていただくシンポジウムを実施し、そのアーカイブ映像を作成しているため、こちらの映像も活用いただきたいこと。

また、人権擁護委員や法務局職員が学校を訪問して実施している人権教室においても、本動画を使用した教育を行うことができるため、各学校におかれては、人権教室を活用したハンセン病問題に関する教育についても積極的に検討いただきたいこと。

【啓発動画掲載 URL】 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html



【シンポジウムアーカイブ映像】 <https://www.youtube.com/watch?v=iZXfkmzk5fc>



【人権ライブラリー】 <https://www.jinken-library.jp>



5. 学芸員等の講師派遣について（無料）

ハンセン病問題に関する教育を実施する際には、ハンセン病問題に関する専門知識を有する国立ハンセン病資料館の学芸員の出張講座の御活用をお願いしたい。なお、費用については国費での負担であり、オンラインでの講演も可能である。

また、厚生労働省では、委託事業において、当事者である元患者の御家族を講師として派遣する事業も実施しており、こちらも費用については国費により負担するのでその活用についても検討いただきたいこと。

6. その他活用できる関係施設・資料等について

1～5のほかにも、ハンセン病問題に関する教育に活用できる関係施設として、国立ハンセン病資料館、各国立ハンセン病療養所に設置された資料館（社会交流会館）やその他関係施設、資料等がある。各学校の実情に応じて、これら国立ハンセン病資料館等への見学、関係施設や資料等を活用いただき、ハンセン病問題に関する教育や、教員の研修を実施していただきたいこと。

<添付資料>

- (別添1) パンフレット「ハンセン病の向こう側」
- (別添2) パンフレット「ハンセン病の向こう側」指導者向け教本
- (別添3) 校内研修シリーズ「ハンセン病問題学習 差別の連鎖を断つ ―ハンセン病問題から学び、伝える―」(概要)
- (別添4) 「人権教育研究推進事業」の成果事例
- (別添5) 人権啓発動画「～ハンセン病と家族の物語～夢でしか帰れなかった故郷」概要
- (別添6) 人権啓発動画「～ハンセン病と家族の物語～夢でしか帰れなかった故郷」活用の手引き (別添7) 人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」概要
- (別添8) 人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」活用の手引き
- (別添9) 国立ハンセン病資料館出張講座（学芸員）
- (別添10) 講師等派遣事業（御家族）
- (別添11) その他関係施設・資料等

【本件連絡先】

(全体、社会教育について)

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課共生社会学習企画係
時枝、伊藤、小林
TEL : 03-5253-4111 (内線 3276)
E-mail : kyousei@mext.go.jp

(初等中等教育(学校における人権教育)について)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導係
若林、櫻井
TEL : 03-5253-4111 (内線 3291)
E-mail : jidous@mext.go.jp

(初等中等教育(学習指導要領)について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係
嶋田、小楠
TEL : 03-5253-4111 (内線 2073)
E-mail : cswg0@mext.go.jp

(大学及び高等専門学校について)

文部科学省高等教育局
大学教育・入試課学務係
山田、若松
TEL : 03-5253-4111 (内線 3334)
E-mail : gakumu@mext.go.jp

(専修学校及び各種学校について)

文部科学省総合教育政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係
松井、高田
TEL : 03-5253-4111 (内線 2915)
E-mail : syosensy@mext.go.jp

(パンフレット「ハンセン病の向こう側」、国立ハンセン病資料館、
講師等派遣事業について)

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課ハンセン病係
岩倉、曾合
TEL : 03-5253-1111 (内線 2980、2369)

(人権啓発動画、人権教室について)

法務省人権擁護局人権啓発課人権啓発第二係
水川、井上
TEL : 03-3580-4111 (内線 5877)
E-mail : keihatsu@i.moj.go.jp

63. アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の施行について（令和元年6月6日通知）

元文庁第231号
令和元年6月6日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各大学共同利用機関法人の長
国立教育政策研究所長
文化庁関係各独立行政法人の長

殿

文部科学事務次官
藤原 誠

（印影印刷）

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進
に関する法律の施行について（通知）

この度、第198回国会において成立した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号。以下「法」という。）が、令和元年5月24日から施行されました。

本法の概要は下記のとおりですので、法の趣旨に沿って、アイヌ文化を継承する者の育成やアイヌに関する国民の理解の促進、アイヌ文化振興等に資する調査研究の推進等を図るようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校や関係機関及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校や関係機関に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び学校等に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対して、国公立大学長におかれては、その管下の学校等に対して、各法人にあっては、管下の研究機関や博物館等に対して本件の周知をお願いします。

なお、本法の施行に伴い、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成9年法律第52号）は廃止となります。

法の条文及び関係する政令、省令は、文化庁のホームページ（www.bunka.go.jp）に掲載していますので、ご参照ください。

記

第1 法律の概要

1 総則

(1) 目的（第1条）

この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、本法に定める規定により、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、もってすべての国民が相互に尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とするものであること。

(2) 基本理念（第3条、第4条）

- ア アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの伝統等、多様な民族の共生、多様な文化の発展について国民の理解を深めることを旨として行われなければならないこと。
- イ アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならないこと。
- ウ アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならないこと。

エ 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと。

(3) 国及び地方公共団体の責務（第5条）

ア 基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

イ アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

ウ 教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないこと。

エ 国は、アイヌ文化の振興等に資する調査研究を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ施策を推進するために必要な助言その他措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(4) 国民の努力（第6条）

国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 基本方針等

(1) 基本方針（第7条）

政府は、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならないこと。

(2) 都道府県方針（第8条）

都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するための方針を定めるよう努めるものとする。

3 アイヌ施策推進地域計画の認定等

(1) アイヌ施策推進地域計画の認定（第10条）

ア 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づくとともに、都道府県方針を勘案し、アイヌ施策推進地域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができること。

イ 市町村は、アイヌ施策推進地域計画を作成しようとするときは、これに記載しようとする事業（法第10条第2項第2号に規定する事業）を実施する者の意見を聴かななければならないこと。

ウ 法第10条第2項第2号イからホまでのいずれかの事業（アイヌ文化の保存継承に資する事業、アイヌの伝統等に関する理解に資する事業等）を実施しようとする者は、市町村に対してアイヌ施策推進地域計画を作成することを提案することができること。

4 認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置

(1) 交付金の交付等（第15条）

国は、認定市町村に対し、認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業（法第10条第2項第2号に規定するものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができること。

(2) 地方債についての配慮（第19条）

認定市町村が認定アイヌ施策推進地域計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、国は、当該市町村の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもって引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

5 指定法人（第20条、第21条）

国土交通大臣及び文部科学大臣は、民族共生象徴空間構成施設の管理やアイヌ文化振興等の業務を行う法人を全国を通じて一に限り、指定することができること。

6 アイヌ政策推進本部（第32～37条）

内閣に、内閣官房長官を本部長とし、関係閣僚を本部員とするアイヌ政策推進本部を設置し、基本方針案の作成や実施の推進、アイヌ施策で重要なものの企画及び立案に関することなどをつかさどること。

第2 留意事項

法第5条第3項において、「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。」と規定されているほか、衆議院及び参議院の国土交通委員会において、法の運用に関して、次の点に留意するよう決議されています。

各地方公共団体及び各教育・文化関係機関等にあつては、これらの趣旨について十分に留意の上、アイヌに関する教育、アイヌ語・アイヌ文化の振興、施策の展開等に取り組んでいただくようお願いします。

「**アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案に対する附帯決議（抜粋）**」

（衆議院）

「三 アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育の充実に向けた取組を推進すること。」

「四 アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と我が国の多様な生活文化の発展を図るため、アイヌの人々の生活支援及び教育支援に資する事業や、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実に今後とも一層努めるとともに、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて、北海道外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の充実に努めること。」

(参議院)

「四 アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育並びにアイヌへの理解を深めるための啓発及び広報活動の充実にに向けた取組を推進すること。あわせて、本法第四条の規定を踏まえ、不当な差別的言動の解消に向けた実効性のある具体的措置を講ずること。」

「五 アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と我が国の多様な生活文化の発展を図るため、アイヌの人々の生活支援及び教育支援に資する事業や、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実に今後とも一層努めるとともに、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて、北海道外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の充実に努めること。」

第3 法律全文等

【法律全文】

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/index.html>

【附帯決議全文】

(衆議院)

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kokudo245982A15732D564492583D900032AC6.htm

(参議院)

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/198/f072_041801.pdf

【本件連絡先】

文化庁企画調整課アイヌ文化振興係
電話 03-5253-4111 (内線 4785)

小・中・高等学校教育におけるアイヌに関する教育の充実について

- 平成29年から30年にかけて、小・中・高等学校等の学習指導要領の改訂等が行われ、アイヌに関する内容が充実。
- 小・中学校においては、新しい学習指導要領に基づく教科書がすでに使用されている。高等学校においては、本年度から新しい学習指導要領が年次進行で実施となり「歴史総合」(必修教科目)の教科書が使用されている。令和5年度からは、令和3年度の検定に係る教科書である「日本史探究」が使用される予定である。
- また、アイヌに関する記述の充実の観点から、教科書を作成している発行者を対象とした説明会を毎年開催している。

<学習指導要領の改訂>

○ 小学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説社会編

小学校社会〔第6学年〕(平成20年)
特段の記載なし。

○ 中学校学習指導要領 (平成29年告示)

中学校社会〔歴史的分野〕(平成20年告示)

「鎖国下の対外関係」については、オランダ、中国との交易のほか、朝鮮との交流や琉球の役割、北方との交易をしてきたアイヌについて取り扱うようにすること。

○ 高等学校学習指導要領 (平成30年告示)

日本史A、日本史B
(平成21年告示)
特段の記載なし。

歴史総合 (必修教科目) (平成30年告示)

「18世紀のアジアの経済と社会」については、アジア貿易における「北方との交易をしていたアイヌについて触れる」ことや、その際「アイヌの文化についても触れる」ことを新たに規定

日本史探究 (平成30年告示)

「中世の日本と世界」の「社会の変容と文化の特色」については、「アイヌの「文化の形成についても扱い

「近世の日本と世界」の「幕藩体制の確立」については、「アイヌの人々を通して、「北方貿易が行われたことについて取り上げる」ことを新たに規定

小学校社会〔第6学年〕(平成29年)

「現在の北海道などの地域における先住民であるアイヌの人々には独自の伝統や文化があることに触れるようにする。」ことを、内容の取扱いの解説において新たに記載

中学校社会〔歴史的分野〕(平成29年告示)

「鎖国などの幕府の対外政策と対外関係」については、「オランダ、中国との交易のほか、朝鮮との交流や琉球の役割、北方との交易をしてきたアイヌについて取り扱うようにすること。その際、アイヌの文化についても触れること。」と記載を充実

64. 学習者用デジタル教科書に関する実践事例集・研修動画等について（周知）（令和5年5月25日事務連絡）

事 務 連 絡
令 和 5 年 5 月 2 5 日

教職課程を置く
各国公私立大学長 御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

学習者用デジタル教科書に関する実践事例集・研修動画等について（周知）

文部科学省では、中央教育審議会における議論を踏まえ、令和6年度からすべての小中学校等を対象に、小学校5年生から中学校3年生に対して英語を導入し、その次に算数・数学の学習者用デジタル教科書（以下デジタル教科書とする。）を学校現場の環境整備や活用状況等を踏まえながら段階的に提供することとしています。

また、デジタル教科書への慣れや学習環境を豊かにする観点から当面の間は紙の教科書と併用しながらの活用となります。

文部科学省では、デジタル教科書の活用促進のため、令和3年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」において、デジタル教科書の実践事例集と研修動画を作成し、公表しているところです。（令和5年5月末～6月上旬にホームページの内容更新予定）

本事例集と研修動画は実際の授業場面での具体的な活用方法や実践事例などが掲載されています。教員を志望する学生が、デジタル教科書を活用した授業研究や教育実習での授業実践に取り組めるよう、必要に応じて本事例集と研修動画等の活用をお願いします。

なお、教員を志望する学生における学習者用デジタル教科書の活用については、令和6年度から小中学校等へ段階的に導入される英語、次に導入される算数・数学に関しては、学生等が活用できるようになっています。

購入についてはホームページから個人単位で購入できるものと、大学等が購入希望者を取りまとめて購入できるものがありますので、購入を希望する場合には、各教科書発行者のデジタル教科書のホームページ等をご確認ください。

送付資料

【別添】学習者用デジタル教科書実践事例集・研修動画ご案内（リーフレット）

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課
デジタル教科書企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 5070
Mail: digital@mext.go.jp

学習者用デジタル教科書の事例集・動画等について

○文部科学省では、授業や教員研修におけるデジタル教科書の効果的な活用に関するガイドブック（事例集）や動画等を作成し、文部科学省HPにて公表しています。（下記二次元コード参照）

○教員養成課程で開講される科目で、教員を志望する学生が、デジタル教科書を活用した授業研究や教育実習での授業実践に取り組みるよう、必要に応じてガイドブック(事例集)や動画をご活用ください。

活用のガイドブック（事例集）



詳細はこちら



保護者・教員向け動画



海外の学校では、単元ゴールのスピーチの作成や学習計画、授業資料の作成など、デジタル教科書に準拠したマークシートを用いた授業が行われています。

詳細はこちら



教員向け研修資料



詳細はこちら

詳細はこちら




詳細はこちら



その他の事例集・動画等はこちら ▶▶▶ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/seido/1407731.htm

「薬害」を学ぶための教育の充実

「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説公民編」において、公共及び政治・経済の中で薬害問題などを扱うこととされています。

(例)

- 第1 公共
- 2 内容

B自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

ア(9) 職業選択、雇用と労働問題、財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、市場経済の機能と限界、金融の働き、経済のグローバル化と相互依存関係の深まり（国際社会における貧困や格差の問題を含む。）などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、公正かつ自由な経済活動を行うことを通して資源の効率的な配分が図られること、市場経済システムを機能させたり国民福祉の向上に寄与したりする役割を政府などが担っていること及びより活発な経済活動と個人の尊重を共に成り立たせることが必要であることについて理解すること

(中略) その際、より活発な経済活動と個人の尊重の両立については、例えば、製品事故や薬害問題などを扱い、政府による適切な政策が必要であるとともに、企業にはそうした問題を生じさせないなど社会的に責任のある行動が求められるようにすることが大切である。また、消費者も、社会、経済、環境などに消費が与える影響を考慮して商品を選択するなど、公正で持続可能な発展に貢献するような消費行動をとることが求められていることを理解できるようにすることも大切である。

薬害を学ぶための教材の配布

- 薬害教育教材「薬害を学ぼう」を全国の中学校、高等学校に配布しています。
- 関連する教師用の指導の手引きや視聴覚教材、事例集も配布しています。

厚生労働省HPにおいて、全てダウンロード可能ですのでご利用ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>

講師派遣

- 薬害を学ぶための授業や教員研修を実施するに当たり、**全国薬害被害者団体連絡協議会**から、**授業や教員研修のために講師を派遣**していただくことが可能です。

※薬害被害の歴史や薬害の再発防止への思い等を被害者やご家族の立場からお話いただくことが可能です。

問い合わせ先：全国薬害被害者団体連絡協議会の講師派遣担当窓口

講師派遣窓口専用メールアドレス： yakuhiren.lecturer@gmail.com



厚生労働省HP



各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む）を置く国立大学法人附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社事務主管課

御中

厚生労働省医薬局総務課医薬品副作用被害対策室
文部科学省初等中等教育局教育課程課

令和6年度の薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について

日頃より厚生労働行政に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和6年4月5日付け事務連絡「令和6年度の薬害教育教材『薬害を学ぼう』の配布予定について」にて事前にお知らせしたとおり、薬害教育教材や教員用の参考資料を、本年も全国の各高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び全国の各中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）に対し、7月下旬頃から、**高等学校には高校1年生人数分程度、中学校には教材紹介のために各校1部ずつ順次発送**いたします。本教材は、主に高等学校の公民科（公共、政治・経済）や保健体育科、中学校の社会科（公民的分野）の授業等において御活用いただくことを想定しており、特に上記教科の担当教員の皆様への周知について、御協力をお願いいたします。

つきましては、都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校・中学校等及び各学校を設置する域内の市（指定都市除く）町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校・中学校等に対し、都道府県私立学校事務主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社事務主管課におかれては、所轄の高等学校・中学校等及び学校を設置する学校法人等に対し、附属学校を置く国公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、附属の高等学校・中学校等に対し、令和6年度の本教材送付について、周知くださいますようお願いいたします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校への一律周知以外にも、例えば、他案件とまとめた周知の実施や教育委員会主催の教員研修の場での配布等、貴課において必要に応じて御判断いただきますようお願い申し上げます。

また、各高等学校の先生方に、**教材の使用方法等に関する任意のアンケート**に御協力 いただきたいと考えております（アンケートURL：https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/202406_01yakugai）【締切：令和6年12月27日（金）】。

当該アンケートは先生方の御意見を本教材に反映させる重要な機会となっており、**アンケート結果を踏まえて教材の改訂等を行っております**。教材を活用されなかった方の御意見も参考にさせていただいております。**幅広い地域・校種・教科の先生方の御意見をお寄せいただきたい**と存じますので、貴課におかれても、各校に御協力いただけますよう、御周知のほどよろしく申し上げます。

教材の使用方法等に御不明点等がありましたら、メール又は電話にて御連絡ください。

【問い合わせ先】厚生労働省医薬局総務課医薬品副作用被害対策室 担当 大島、鶴池、久保、江口、小関
電話 03-5253-1111（内線2718、2719）（夜間03-3595-2400）
メール fukutai01@mhlw.go.jp

特に 高校等の公民科（公共/政治・経済）・保健体育 の担当教員の皆さまへ
中学校の社会科（公民的分野）

「薬害教育教材」を活用してみませんか？

実践例も増えています



多様な教材と指導の参考資料
同封しています

令和6年6月改訂
改訂内容は裏面へ



「薬害を学ぼう」
…生徒配布用の教材です
＜高校1年生の人数分を同封＞



「指導の手引き」
…指導のポイント等を記載した
教論向け資料です
＜1冊同封＞

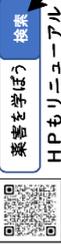


「視聴覚教材」
…動画教材（全体編・パート別）
を無料で公開しています
＜DVDを1枚同封＞
＜厚生労働省YouTubeでも公開＞



「実践事例集」
…実際に授業に取り組んだ
実践例をまとめた教論向け
資料です <1冊同封＞

厚生労働省ホームページで各教材の電子媒体・動画のリンク
、関連サイトなどを見ることができます

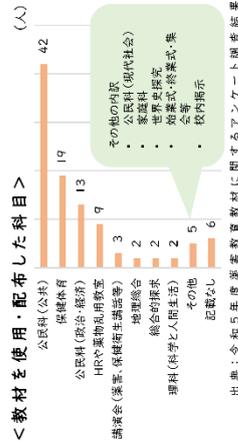


「薬害を学ぼう」
HPもリニューアル



様々な場面で活用可能

公民科（公共/政治・経済）や保健体育を
中心に、様々な場面で活用されています
学校薬剤師の方との連携もおすすめです



教員の皆さまの声がよりよい教材づくりに活かされています

Webアンケートへの回答にご協力ください
教材を使わなかった方の御意見も歓迎です



【回答期間】

令和6年12月27日（金）17時

https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/202406_01yakugai

01-651-3333(内線333)



（R6.7）

令和6年6月の主な改訂内容 より見やすく、より使いやすく！

「薬害を学ぼう」

- 各ページに対応する動画のQRコード（二次元バーコード）を追加
- デジタル画面でも見やすいレイアウトに変更
- 改正医薬品医療機器等法で創設された医薬品等行政評価、監視委員会の記載を追加（P6）



「指導の手引き」

- 新たに高校用の【授業の流れ（例）】を追加
（中学校用も引き続き掲載）
- 学習指導要領との関係を分かりやすく解説
- 全体を見やすいレイアウトに変更

「視聴覚教材」（動画）

- 医薬品等行政評価、監視委員会についての解説を追加
- ナレーションを再収録



「実践事例集」

- 中学・高校での新たなモデル実践例を追加

モデル授業に挑戦してみませんか？

- 先生方の授業実施の参考となる「実践事例集」を充実するため、モデル授業に挑戦していただける中学校・高校を募集しています
- 厚生労働省職員と打合せしながら、授業計画の策定に向けた支援や講師派遣の調整等、各種サポートをいたします（授業当日の職員の見学や、アンケート回答に御協力ください）
- 教材の追加配送も、ご連絡いただければ対応いたします



【ご相談・ご応募先】 厚生労働省医薬局総務課医薬品副作用被害対策室

担当：大島、菊池、久保、江口、小関

E-mail : fukutai01@mhlw.go.jp 電話番号：03-3595-2400 FAX：03-3501-2052

薬害被害者の方の講師派遣が可能です

- 全国薬害被害者団体連絡協議会（薬被連）において、薬害被害者の方の講師派遣を行っており、出前授業や講話をお願いすることが可能です（以下の宛先にメールでご依頼ください）
- なお、モデル授業にご応募いただき、授業の中で出前授業や講話を実施する場合は、厚生労働省にて薬被連と調整いたしますので、改めて薬被連に依頼する必要はございません

【講師派遣専用アドレス】 全国薬害被害者団体連絡協議会

E-mail : yakuhiren.lecturer@gmail.com

先生方からは「被害者の苦しみに対する共感、被害者の受けた偏見・差別と基本的人権の尊重など、様々な観点で生徒の理解が深まった」との声をいただいています

ご応募・ご依頼を心よりお待ちしております

66. B 型肝炎副読本「B 型肝炎いのちの教育」の活用について

一部抜粋

副読本「B型肝炎 いのちの教育」の配布について、以下のとおりお知らせします。

事務連絡
令和6年9月30日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
御中
各指定都市教育委員会指導事務主管課

文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

副読本「B型肝炎 いのちの教育」の配布について

日ごろから集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害への理解の促進について、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、別紙のとおり、集団予防接種による感染被害を含むB型肝炎に関する正しい知識の普及を図ることを目的として作成した、副読本「B型肝炎 いのちの教育」について、今年度も学校の教員への普及を図る観点から、中学校3年生を担当する教員の皆様と各教育委員会に送付いたします。令和6年9月下旬以降順次、当該副読本の見本（教師用及び生徒用）と別紙中の「B型肝炎 いのちの教育 活用のお願い」が、厚生労働省から全国の各中学校等及び各都道府県・市町村教育委員会に直接配布されますのでよろしく願いいたします。また、各学校において、当該副読本の送付を希望される場合は、以下に記載のURLから厚生労働省へお申し込み願います。なお、副読本のデータは厚生労働省ホームページにも掲載しておりますので、副読本の使用に当たっては当データも御活用いただけます。

加えて、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が活動の一環として行っているB型肝炎ウイルス感染被害者の講義（いわゆる「患者講義」）についてお知らせいたします。患者講義の希望がある学校に対して講師の派遣が行われていますので、希望される場合は、以下に記載のURLから厚生労働省へお申し込み願います。

貴課におかれては、このことを御了知いただくとともに、域内の市（指定都市を除く）町村教育委員会、所管の中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（中学部）に周知くださいますようお願いいたします。

なお、当該副読本や患者講義に係る問合せについては、厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室に直接お問い合わせください。

<副読本の送付及び患者講義の講師派遣の申込フォーム（共通）>

https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/bkan_shinsei/



<副読本や患者講義に係る問合せ先>

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室電
話 03-5253-1111（内線 2101）

<参考>

- ・厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/b-kanen/index.html



※副読本「B型肝炎 いのちの教育」については本ページからダウンロードが可能です。

※患者講義について、本ページで受講した生徒の感想などを紹介しております。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教育課程課

T E L : 03-5253-4111（内線 2565）

文部科学省初等中等教育局教育課程課長
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

】 殿

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課長
(公 印 省 略)

副読本「B型肝炎 いのちの教育」の活用について

日ごろから集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害への理解の促進について、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、集団予防接種による感染被害を含むB型肝炎に関する正しい知識の普及を図ることを目的として、令和2年度に全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団のご協力のもと、副読本「B型肝炎 いのちの教育」を作成いたしました。

学校の先生方への普及を図る観点から中学3年生を担当する全教員及び、各教育委員会に、別添の副読本及び「B型肝炎 いのちの教育ご活用のお願い」を令和6年9月下旬以降順次送付させていただきます。

つきましては、これら関係機関において、教員への配付が円滑に行われるようご配慮願います。

なお、生徒分の送付については、各学校から当課B型肝炎訴訟対策室宛に申し込みをしていただく必要がございます。各学校において、生徒分の送付を希望される場合、別添「B型肝炎 いのちの教育活用のお願い」3枚目の申込書をご活用いただきますようご周知願います。

また、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が活動の一環として行っているB型肝炎ウイルス感染被害者の講義（いわゆる「患者講義」）について、希望がある学校に対する派遣を実施しています。

患者講義の派遣を希望される場合も、別添「B型肝炎いのちの教育活用のお願い」3枚目の申込書をご活用いただきますようご周知願います。x

(問い合わせ先)
厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課
B型肝炎訴訟対策室 担当者：田中
電 話：03-5253-1111(内2101)
F A X：03-3595-2169

B型肝炎

いのちの教育 活用のお願い



副読本について、生徒の送付希望がありましたら別添の「申込書」を活用の上、お申し込みください。また、B型肝炎患者を講師として派遣できますので、副読本を用いた授業の実施にあたって、ぜひご活用ください。

厚生労働省では、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の協力を得て、中学3年生を対象とした副読本「B型肝炎 いのちの教育」を作成しました。

この副読本は、主に中学生を対象として、肝炎に関する正しい知識を学ぶことにより、肝炎ウイルスの感染を予防し、その感染や患者の方々に対する偏見や差別をなくすること、また、集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経路を知り、被害にあった方々の声を聞き、被害回復の過程を学ぶことにより、二度と同様の被害が起らない社会の仕組みを考えることを目的としています。

この副読本の活用を参考とするように裏面に「活用の方法」も記載しておりますので、社会科や保健体育科などの学習や家庭学習等で、ぜひ積極的にご利用いただくとお願いいたします。

生徒への配布を予定している学校・教員の方さまにおかれましては、厚生労働省（B型肝炎訴訟対策室）より希望部数を送付いたしますので、別添の「申込書」に必要事項を明記の上、下記のFAX又はe-mailにてお申し込みください。

また、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団においては、集団予防接種によりB型肝炎に感染した患者などを講師として派遣し、被害者の声を伝える活動（以下、「患者講義」という。詳細は別添の「B型肝炎患者による患者講義実施のお願い」を参照）を行っています。この副読本を用いた授業の実施にあたって、患者講義の派遣を希望される場合も、別添の「申込書」に必要事項を明記の上、下記のFAX又はe-mailにてお申し込みください。厚生労働省より派遣の日程調整等させていただきます。

【留意事項】

副読本の送付の申し込みについて、希望部数や時期により送付までにお時間をいただく場合がございます。また、患者講義の派遣の申し込みについても、派遣希望時期よりも余裕をもって申し込みをいただきますようお願いいたします。

副読本のデータは厚生労働省HP（B型肝炎訴訟）に掲載しております。冊子の活用に加えて、ダウンロードの上、データもご利用いただいても問題ございません。

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jyou/kenkou/b-kanen/index.html

【送付希望・派遣希望に関するお問合せ先】

厚生労働省 B型肝炎訴訟対策室 TEL: 03-5253-1111(内線 2101)
メールアドレス: bkam-nochi@mhlw.go.jp / FAX: 03-3595-2169

副読本のお申し込みについては、こちらの申請フォームでも受け付けております。
URL: https://www.mhlw.go.jp/form/bunbu_mhlw01_bkan_shisei



活用の方法

1. 社会科（公民的分野）での活用
国による集団予防接種の過程で起きたB型肝炎ウイルス感染は、大きな被害を生み、国家賠償訴訟や特別措置法の制定へと至りました。国家賠償訴訟を通じた救済の過程を学ぶことは、基本的人権や法の意義、日本の民主政治の仕組みなどの理解につながるものが期待されます。この副読本は、社会科（公民的分野）の授業内での活用が十分に可能なものです。

2. 人権教育での活用
B型肝炎ウイルス感染者は差別や偏見にも苦しんでいます。この副読本には、こうした声が掲載されており、人権教育の教材として活用が可能です。偏見や差別のない社会を作るにはどうしたらいいか考えることができます。

3. 保健体育科（保健分野）での活用
感染対策は、正しい知識を持ち、適切に対応することが必要です。この副読本では感染症についてB型肝炎ウイルスを例に学べます。

4. 授業外の時間での活用
授業で取り上げる時間がない場合でも、朝の会や帰りの会などの際、以下を参考にコメントを付しながらこの副読本を生徒に配布し、ご家庭での学習の際に活用することも考えられます。

この副読本を通じて、B型肝炎のことや、感染予防のこと、感染したことで偏見や差別に苦しんでいる方々がいること、被害者の方々の具体的な声などが学べ、偏見や差別のない社会をつくるためにはどうしたらよいか、同じような被害を繰り返さないためにどうしたらよいかを考えるきっかけになると考えられます。

B型肝炎って?
感染予防のための正しい知識を身に付けよう
感染したことで偏見や差別に苦しんでいる方々がいます。
B型肝炎被害にあわれた方々の声を聞き、二度と同様の被害が起こらない社会の仕組みを学ぼう
B型肝炎訴訟について知ろう
基本人権の国の約束
なぜ防げなかったの?
被害の救済を未来に活かすために
私たちができること

私たちができること
正しい知識を身に付け、被害者や感染者に偏見や差別を生まない。また、被害者の方々の声を聞き、二度と同様の被害が起こらない社会の仕組みを学ぼう。
基本人権の国の約束
なぜ防げなかったの?
被害の救済を未来に活かすために
私たちができること



B型肝炎患者による 患者講義実施について

**B型肝炎被害者の教訓を語り伝え
未来を担う生徒と一緒に人権を考える講義**

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団作成資料より引用

患者講義で学べること

生命の尊さを学ぶ

人間の尊重の意味を学ぶ



生徒の心に響く
講義です！

私達は、患者講義を全国各地で実施してきました(人権教育、特別講義、社会科など)。B型肝炎被害者を学ぶことは、よりよい社会を実現し、将来の人権侵害を防止するために役立つものであって、有難義な教材となります。また、B型肝炎ウイルス感染者の状況や偏見差別を恐れる気持ちを理解することも、あらゆる偏見差別の根絶のために役立つものであって、有難義な教材となるものです。そして、これらの点は、患者や遺族の声を直接聞くことで、より深く理解することができるものです。患者講義を実施してみませんか。

「患者講義」とは

「B型肝炎の患者・家族が、自分の体験を語ることを通じて、B型肝炎被害の実態や患者が抱える苦しみについて知ることで、偏見・差別を解消し、同じ過ちを繰り返さないようにする取り組み」のことです。B型肝炎の正しい知識を知ってもらうとともに、患者、遺族の生の声をお伝えしています。

講義を受けた感想



お話の中で、大切な人にB型肝炎患者であることを伝える時、たくさんの方があつたとありました。私の身近にはB型肝炎患者の方はいませんが、講義を聴く人はいます。彼らも今お話ししていたようなような思いを持っているのかと思うと、自分の行動はどうか不安になります。今後生きて行く上で、よく考えていきたいです。(中学生)

自分の周りにB型肝炎の人がいたら、他の人と同じように接したい。その人に酷いことを言う人がいたら、今日教わったことを話したい。(中学生)

話がとても心に響いた。この話をもっといろんな人に知ってほしいと思った。(中学生)

その羞しみ、悲しみ、つらさを分かってあげたいです。B型肝炎になってもその人をさくさくさせたいし、助けたい。(小学生)

B型肝炎にかかって苦しかったと思います。もし誰かがB型肝炎にかかったら、日本中、世界中でも私は助けたいです。(小学生)

B型肝炎訴訟での私たちの取り組み

私たちは、40年という長期間にわたる集団予防接種時の注射器の連続使用によって、40万人を超える被害者がB型肝炎ウイルスに感染し、慢性肝炎や肝硬変、肝がん等の症状や死に至ったことにつき国の責任を明らかにし、その被害回復や肝炎患者に対する恒久対策の進展等に向けて努力を続けてきました。



この問題については、2011年に私たちと国との間で締結された基本合意及び2012年成立の法律により、一定の解決の道筋ができました。

私たちは、受けた被害の教訓と被害回復に向けた取り組みを生かすため、全国各地の中学、高校を含む様々な教育機関で、患者、遺族の声を届ける活動を行っています。

患者講義の実績

「患者講義」は、2014年から開始し、2021年末現在、様々な大学・高校・中学校等で、500回以上の講義を実施しました。これまでに講義を受講した学生・生徒は、約50,000人です。これからの未来を担う生徒や学生に「患者講義」は大きな学びを与えています！！

【実施例】

患者講義は、社会科(公民的分野)、保健体育科、総合的な学習の時間等において実施されています。いずれも患者や遺族の体験を直接聞くことで、人権尊重の精神の涵養等の学習効果が高まります。

集団予防接種の過程で起きたB型肝炎ウイルス感染は、大きな被害を与え、国家賠償訴訟や特別措置法の制定へと至りました。国家賠償訴訟を通じた救済の過程を学ぶことは、基本的人権や法の意義、日本の民主政治の仕組みなどの理解につながることも期待されます。

感染症の予防についてB型肝炎ウイルスを例に学ぶことが期待されます。

偏見や差別のない社会をつくるためにはどうしたらよいか、同じような被害を繰り返さないためにはどうしたらよいかを考えることが期待されます。

実施場所：校内、または学校の指定した会場
実施時間・授業内容：貴校のご要望に対応可
対象人数：不問 ※学年、クラス数は問いません。1クラスから全校生まで対応可能です。



お問い合わせ先
B型肝炎訴訟対策室

TEL: 03-5253-1111 (内線2101)
FAX: 03-3595-2169
E-mail: bkan-inochi@mhlw.go.jp

お申し込み方法

別添の「申込書」に必要事項を明記の上、左記のFAX又はe-mailにてお申し込みください。派遣の日程調整等させていただきます。※派遣希望時期よりも余裕をもって申し込み願います。

右記申し込み方法のほか、QRコードからもお申し込み可能です。

URL: https://www.ahle.go.jp/form/pub/shi01/bkan_shinsei



※この教材は、主に中学生を対象として、①肝炎に関する正しい知識を学ぶことにより、肝炎ウイルスの感染を予防し、その感染や患者の方々に対する偏見や差別をなくすること、また、②集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経緯を知り、被害にあつた方々の声を聴き、被害回復の過程を学ぶことにより、二度と同様の被害が起こらない社会の仕組を考へることを目的としています。
きちんと学ぶことにより、感染を予防するとともに、こうした病気に対する偏見や誤解に苦しんでいる人々に寄り添い、支えていく社会の一員になることを目指す「いのちの教育」となるものです。

集団予防接種による40万人以上の命や健康への被害。
わたしたちはこの被害から何を学べるのでしょうか。
ひとりひとりが寄り添い共に生きる社会のために。

B型肝炎 いのちの 教育

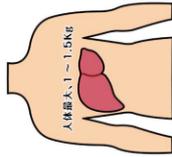
集団予防接種による40万人以上の命や健康への被害。
わたしたちはこの被害から何を学べるのでしょうか。
ひとりひとり寄り添い共に生きる社会のために。



B型肝炎って？

肝臓って？

肝臓は体で一番大きな臓器です。代謝、貯蔵、解毒、胆汁の生成など、たくさんの大事な仕事をしています。機能が低下しても再生能力が高いので、重い病気になるまで気づかないことも多く、「沈黙の臓器」と言われています。



肝炎って？

肝炎は、肝臓の細胞が傷つけられ、肝臓のはたらきが損なわれる病気で、肝炎の原因の多くは、B型肝炎ウイルスとC型肝炎ウイルスです。国内のB型肝炎ウイルスの感染者は110万人〜140万人、C型肝炎ウイルスの感染者は190万人〜230万人とされています。**肝炎は、国内最大の感染症と言われており、国全体で取り組むべき重要な健康問題です。**

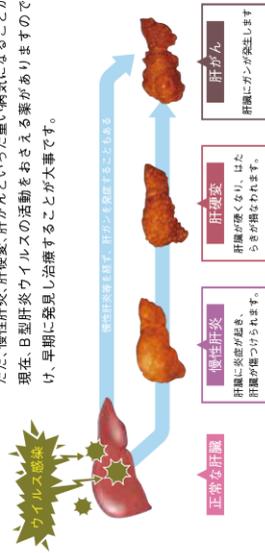
A B型肝炎ウイルスはどこから感染するの？

B B型肝炎ウイルスは、主に血液や体液を介して感染します。過去には、お母さんからの出産時での感染(母子感染)や、集団予防接種での注射器の連続使用による感染がありました。これらは、医療の進歩や行政の対策により現在ではほぼなくなりまし

C 現在では、血液が付いた道具(カミソリ、歯ブラシ、ピアス・タトゥーなどの針など)をそのまま用いた場合の感染や、性交渉による感染などがあります。

B型肝炎ウイルスに感染するとどうなるの？

B型肝炎ウイルスに感染しても80パーセントの人は症状が出ません(無症候性キャリア)。
ただ、慢性肝炎、肝硬変、肝がんといった重い病気になることがあります。現在、B型肝炎ウイルスの活動をおさええる薬がありますので、検査を受け、早期に発見し治療することが大事です。



A B 肝炎と感染の原因について理解させる。

C 感染の危険性のある行為について注意をうながす。

患者や被害者の方々が心身両面で苦しんできたこと、二度と同じことが起きないように願っていることを理解させる。

起らない社会の仕組みを考えよう

- A** 集団予防接種によるB型肝炎ウイルスの感染拡大
注射の針や筒を連続使用した場合、B型肝炎ウイルスを感染させる恐れがあります。予防接種法が作られた当時、先進諸外国では、注射の針と筒をひとりひとりの注射ごとに交換することが推奨されていました。
- B** しかし、注射の針と筒の交換は必ずしも行われず、集団予防接種では、注射の針や筒が連続使用されました。
これは、1988年に、国が、注射針だけでなく注射筒も1人ごとに取り替えるよう指導するまで続いていました。このように、集団予防接種による注射の針と筒の連続使用が40年もの長い間にわたり放置された結果、B型肝炎ウイルスの感染が拡大していききました。また、感染した子供が大人になり、その子供に肝炎ウイルスを感染させてしまっこともありました(母子感染)。
- C** 110万人から140万人といわれるB型肝炎ウイルスキャリアのうち、**集団予防接種を原因としてB型肝炎ウイルスに感染した人は、40万人以上もいると推定されています。誰もが被害者になる可能性があります。**

「私たち家族の時間を返してください」 一夫を失った悲しみ



山田さん (山田)

私の夫は、4年前に59歳で肝がんで亡くなりました。夫が亡くなったからは、身の置き場のない思いと苦しみでどうにか生きていました。私は仕事から帰るとお仏壇の前から贈られることなげます。部屋の隅から目につくようになってしまいました。好きだった料理も作れなくなりました。夫が亡くなった4年経ちますが涙の乾かない日はありません。「どうか夫を返して下さい。私達家族の時間を返して下さい。」心の中で私はずっと叫び続けています。私たちの被害は国の政策の誤りによって生み出された被害です。こんなことで人の命が奪われてしまうなんて腹立たしくてなりません。夫は「なんで自分なんだろ?」といつも言っていました。夫のような、私達家族のような被害者をする方が出ないような、そのような社会になってほしいから思っています。

(2019年 厚生労働大臣と原告団・弁護団との定期協議発言)

「私にもしものことがあったら」

一失われた希望



Aさん (北条)

私は、27歳の時慢性肝炎を発症して、5年個人医療を繰り返しました。甥い子どもを抱えた妻には、本当に心無い思いをさせてしまいました。私にもしものことがあったら事態はどうなるだろうか、いつも不安でした。今も、自分の病室についても悩んでいます。

仕事も、体に無理がかからないよう制限されるを耐えきれませんでした。病室も一時半室になりました。病気がなければ、もっと精神的に仕事をし、今よりもやりがいや責任のある仕事もできたと思います。B型肝炎が、人生の可能性や選択肢を、私の意志や能力とは別のところで奪っていくと思うと、何とも言えや無い気持ちになります。

私たちの被害は決して無くならないとあります。しかし、「この被害を未来につなげてほしい」と私は願っています。

(2017年 厚生労働大臣と原告団・弁護団との定期協議発言)

*今でも、偏見や差別などから、名前や顔を公開することができずに苦しんでいる人たちがたくさんいます。

B B型肝炎被害の原因について理解し、なぜ止められなかったのか考えさせる。

C 誰もが被害者となりえた身近な問題であることを理解させる。

このページの
ねらい

B型肝炎訴訟について学習することで、基本的な人権と法の意義について理解させ、
三権分立を学ぶ。

B型肝炎訴訟について知ろう

A B型肝炎訴訟は、集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに感染した被害者が、国に対して損害の賠償を求めた訴訟です(国家賠償訴訟)。1989年から先行訴訟が始まりました。2006年、最高裁判所は、注射の針と筒を連続使用した場合、B型肝炎ウイルスを感染させる恐れがあることについて、国は当然に予測できたと判断し、国の責任を認めました。

その後、2008年、全国訴訟が提起されました。2011年6月に、国は被害者に謝罪し、原告団・弁護団の間で基本合意を締結しました。2011年12月、国会は被害者を救済する法律を制定しました(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給等に関する特別措置法)。



2016年9月1日(国賠訴訟原告団代表者ら)



2011年9月16日(国賠訴訟原告団代表者ら)



2011年12月1日(朝日新聞)

基本合意での国の約束

個別救済

集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに感染した被害者や遺族に賠償金を支給し、被害者の救済を進めていきます。

恒久対策

全ての肝炎患者が安心して暮らしていただけるよう、ウイルス検査の促進、肝炎治療の体制整備、医療費の助成、新薬の開発研究、差別や偏見の解消を進めていきます。

再発防止

同じような悲劇が繰り返されないよう、なぜ被害が起こったか原因を調査してため、再発防止に取り組みしていきます。



2011年9月16日(国賠訴訟原告団代表者ら)



2011年12月1日(国賠訴訟原告団代表者ら)

A 人権保護と国家賠償請求の意義(憲法17条)について理解させる。

B 司法制度による救済について学習させる。

C 世論喚起による救済の実現について学習し、民主主義と政治参加について理解させる。

(参考) 再発防止策について
 「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証および再発防止に関する検討会」提言
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html#h2_free7
 「B型肝炎 感染被害拡大の真相と再発防止への提言」なぜ?どうして?...
<https://bkan.jp/booklet.html>

年	出来事
1948年	国、予防接種法により集団予防接種の実施を義務付ける。
1963年	この時期から、注射器の不十分な消毒によって感染する可能性があることが日本国内で指摘 WHO(世界保健機関)、注射器の連続使用が血源性肝炎を引き起こす危険性について報告。
1988年	国、予防接種法における注射器の取扱業者への取組を指導。
1989年	5人の子供、注射器の連続使用が原因でB型肝炎に感染。これとして、札幌地域に国を代表して、 B型肝炎 国の責任を問うる市民運動の形 。
2006年	しかし、感染被害者及びその家族の方々に対する救済措置は進まらなかった。 全ての被害者に対する救済を求め、全国100の裁判所に集団訴訟(全国訴訟)。
2008年	この訴訟での争点とともに、国会議員、政治家、地方自治体への要請、市民連名の呼びかけ、署名が行われる。
2011年6月28日	国と原告団・弁護団が和解に関する「基本合意書」を締結。菅内閣(当時)、閣内代表としておらわびする。と謝罪
2011年12月	特別B型肝炎ウイルスの感染被害者に対する特別補償法成立。
2020年3月末	提訴者数 約776000人 和解者数約65万人

なぜ防げなかったの？

集団予防接種は、様々な病気を防ぐために行われ、たくさんの方々の健康を守ってきました。
 その一方で、集団予防接種でのB型肝炎ウイルスへの感染被害は、40年にわたり続き、40万人以上の
 人の生命や健康が損なわれました。集団予防接種に関わっていた人は、行政の人、医療関係者などた
 くさんいます。誰かが注射器の連続使用をやめさせるとして、被害の発生を防ぐことはできなかっ
 たのでしょうか。

予防原則
D 目的調査結果では、「予防原則が守られていなかったこと」が大きな問題であると指摘されています。
E 予防原則とは、深刻な結果が起る可能性があるときには、効果より安全を優先して行動するべきよ
 うな原則です。
 これが守られていれば、それぞれの方が、命や健康を守ることが何より大事と考え、安全かどうかを
 調べたり、みんなの情報共有したり、危ないからやめようと思いを述べて中止できたかもしれません。
 一人一人に安全への意識が欠け、危険かもしれないことをやめまいに逃げてしまう環境があると、命や健
 康がうばわれるという深刻な被害がずっと続いてしまうことがあるのです。

被害の教訓を未来に活かすために

今は、集団予防接種での注射器と注射剤の連続使用ということはありません。
 しかし、社会の制度が人々の命や健康を害するということは、これからも起こる可能性があるかもしれま
 せん。同じような被害をくりかえさないためにどうしたらよいのでしょうか。
E 一人ひとりの市民はどのようなことができるのか、今の社会の仕組みで改善する点はないか、どのよう
 な点を改善すればよいか、考えてみましょう。

- D** 予防原則について理解させる。
- E** 自らの問題として考えさせる。

このページの
ねらい

B型肝炎被害と同様の被害が二度と繰り返されないために
自分たちができていることを考えさせる。

私たちができること

肝炎についての正しい知識を学び、感染を予防し、患者の方々に対する偏見や差別をなくしま
 しょう。集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経緯を知り、被害にあつた方々の声を聴
 き、被害回復の過程を学び、二度と同様の被害が起こらない社会をつくっていきましょう。



参考
A 「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」報告書(抜粋)
 李朝のまよひ社(2014年)の調査を参考に、国民の生命・健康に関する事業の再発防止に向けた対策として、国民も責
 任的な姿勢を持つことが不可欠な基盤である。

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の再発防止策について」提言(抜粋)
 国民にあつても、厚生労働行政は国民一人一人の生命と健康に関わるものであり、併今、国民の意識は高まっ
 てきているが、各府は、国や自治体の施策に一切をゆだねるという受け身の姿勢ではなく、国、自治体、医療従
 事者の対応を把握し、理解・協力・指図を行う積極的な意識と姿勢を持つことが望まれる。

B型肝炎についてもっと深く知りたい

肝炎情報センター(青少年のための初めて学ぶ肝炎)
<http://www.kanem.ncgm.go.jp/program/manabustart.html>
 厚生労働省(B型肝炎訴訟について)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/

知って対策プロジェクト
<http://www.kanem.org/>

全国B型肝炎訴訟弁護団
<http://bkan.jp/>

～感想をお聞かせください～

副読本「いのちの教育」について、
ご意見・ご感想をお送りください。
https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/bkan_kansou

副読本「いのちの教育」の冊子をご希望の場合は、こちらから申し込み可能です。
 申し込みからおよそ1か月以内を目途に厚生労働省から無償で送付いたします。
https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/bkan_shinsei

年 組



※副読本のお申し込みは、
右記の申請フォームより
受け付けております。
URL: https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/bkan_shinsei

A 我々国民が持つべき積極的な姿勢とは何かを考えさせる。

考えよう。話し合おう。

もし、自分や家族が臓器移植により命が助かるかもしれないとしたら、「臓器移植を受けたい」ですか、それとも「受けたくない」ですか？

もし自分や家族が死に直面したとき、「提供できる臓器をあげたい」ですか、それとも「あげたくない」ですか？

どれも大切な「自分の気持ち」で

す。正解も不正解もありませんが、「あなた」はどうですか？よく考えてみましょう。

また、**本人の気持ち**が分からない場合は、**臓器提供**をすかどうかは残された**家族**だけで決めることになりま**す**。みなさんがどう考えているのか**家族**に伝え、**家族**とよく話し合っておくことが**大切**です。

よく話し合ってみよう



どの気持ちも守られます

「移植医療に関する世論調査」※ (平成29年9月 内閣府大臣官房政府広報室)

あなたは、これまでに、ご家族や親しい方のうちあなたか臓器提供や臓器移植について話をしたことがありますか、話をしたことがありますか、話をしたことがありませんか。

話をしたことがある **35.4%** 話をしたことがない **64.2%** わかりません **0.4%**

※調査報告書は内閣府ホームページで公表しています。https://survey.gov-online.go.jp/n29/n29-1shoku/index.html

あなたは考えたことがありますか？

みなさんは「死」について考えたことがありますか？
つい、ざっさまで元気だった人が、交通事故で死んでしまうかも知れませんが、何かのきっかけで病気が急に悪くなり、それが死につながるようになってしまふこともあります。
もし、交通事故や病気で死んでしまっても、いくつかの臓器が健康な

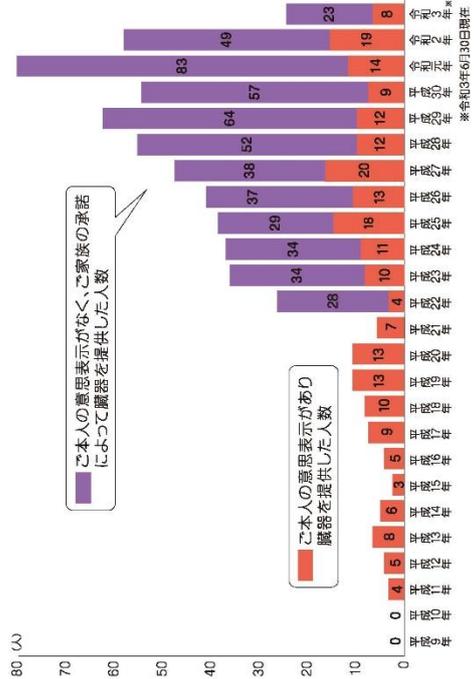
状態だったら？その健康な臓器は、臓器が機能しなくなっただけに苦しんでいる人、死と向き合っている人に提供することができます。

どんなに健康な人にも、残念ながら寿命があり、いつまでも生き続けることはできません。いくつかは「死」がやっけてきます。

脳死で臓器を提供した方の人数

平成9年10月～令和3年6月
合計761人
ご本人の意思表示がなく、ご家族の承諾によって臓器を提供した人数
528人

平成22年から、本人の意思表示が不明でも、ご家族の判断だけで臓器の提供ができるようになりました。



臓器移植ってなんだろう？

人間の中から、心臓・肺・肝臓・腎臓などの臓器があり、それぞれが決められた仕事をしています。

でも、薬や手術では治せないほど臓器が機能しなくなった時、亡くなった方のまだ健康な臓器と交換することで元気なからだを取り戻

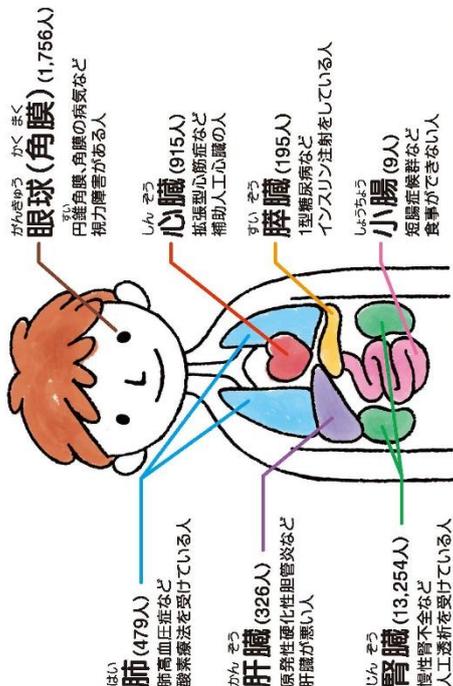
す治療法が「臓器移植」です。臓器を提供する人をドナーといい、移植を受けられる人をレシピエントといいます。



移植が必要な患者さんはどれくらいいるの？

臓器移植ネットワークとアイバンクに登録できる臓器と主な病気

(令和3年6月30日現在の移植希望登録者数(眼球のみ令和3年5月30日現在))



※(公社)日本臓器移植ネットワーク及び(公財)日本アイバンク協会調べ

脳死と心臓死

人が臓器を提供する場合の「死」には、2種類あることを知っていますか？

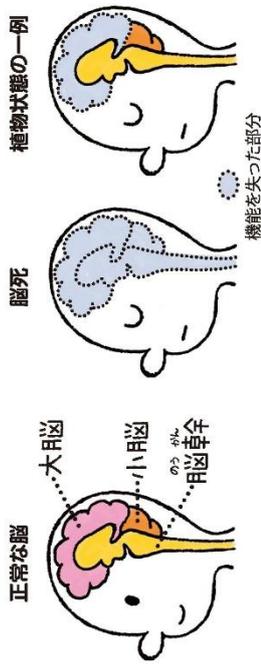
1つは、心臓が止まって血液が流れなくなる「心臓死」です。こうなつた人からならば、だんだん冷たくなっていきます。心臓死の場合に提供することができきる臓器は、腎臓・脾臓・眼球です。

もう1つは、「脳」が機能しなくなる「脳死」です。事故や病気などで脳が傷ついて、すべての機能を失ってしまうと、意識がなくなり、呼吸は止まってしまいます。しかし、機械を使って、酸素を肺に送ると、心臓

はしばらく動き続け、このとき「からだはあたたかい」状態です。しかし、一度「脳死」の状態になってしまうと、もとの元気な姿にもどることはなく、やがて心臓も止まってしまいます。多くの国々では、脳死は人の死とされています。日本でも1997年に臓器移植法(臓器の移植に関する法律)ができ、**脳死で臓器を提供する場合に限り、脳死を人の死とすることになりました。**

脳死の場合に提供することができきる臓器は、心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓、小腸、眼球です。

正常な脳、脳死、植物状態の一例



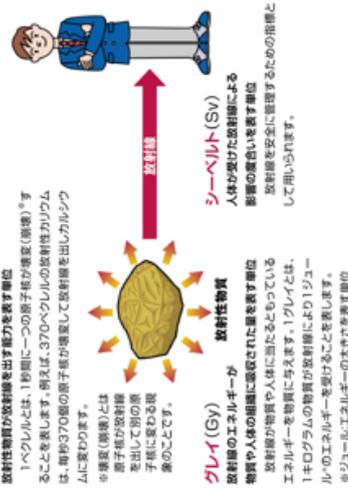
意識がなく、脳死と同じように見える植物状態は、脳幹の機能が残っていて、自分で呼吸できることが多く、回復する可能性もあり、脳死とはまったく違います。

放射線副読本について

- ▶ 東日本大震災での原子力災害を受け、学校教育において、児童生徒が**放射線に関する科学的な知識を身に付け、自ら考え行動できるようにすることが求められている**ため、文部科学省において放射線副読本を作成している。現行の形では平成23年度から作成・配布
- ▶ 毎年度、1人1台端末で活用できるよう、URLとQRコードを**教育委員会、学校等に周知**している。



(出典) 放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料 (令和5年度版)



(1) 放射線の性質

放射線には、α線、β線、γ線、X線、中性子線などの種類があります。どれも物質を透過する能力がありますが、その能力は、放射線の種類によって異なります。
例えば、α線は紙1枚でも止りますが、β線は紙1枚では止りませんが、アルミニウムなどの薄い金属板で止ることができ、γ線は鉛で止ることができ、中性子線は水やコンクリートで止ります。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/housyasen/1410005_00004.html



放射線副読本 (令和6年改訂)

放射線に関する科学的な理解や、科学的に思考し情報を正しく理解する力を**教科横断的に育成**することとしており、**理科をはじめとする関係する教科等において広く積極的に活用していただきたい。**

農業の教員免許取得に係る「農業科教育法」の開設について

- 教員免許の取得に当たっては、教育職員免許法施行規則において、「**各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)**が必修となっており、農業の教員免許の場合、多くの大学において「**農業科教育法**」といった科目名称で**指導法に関する科目が開設**されている。
- 「農業科教育法」は、主に学習指導要領等を踏まえ、農業科の学習内容や学習方法について指導する内容となっており、**指導に当たっては農業高校の退職校長など実務家教員の活躍も期待**される。
- 実務家教員の審査に当たっては、**学校現場での経験や実績も含めた総合的な判断**により審査を行うこと(ただし、活字業績は必要。)となっており、その際、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、**職務上の実績、専攻分野に関する職務経験の期間等を考慮**することとしている。
- また、**著書や学術論文がない場合であっても、教員研修センターでの指導や研究会での研究発表、校内研修での実践発表などにおける、発表記録や著作等を有することとする**など、柔軟な対応を進めている。

○教職課程認定審査の確認事項 (平成13年7月19日(令和5年9月28日一部改正)課程認定委員会決定)

3(1) 担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮し、総合的に判断するものとする。

○「教育又は研究上の業績及び実績の考え方」(平成23年3月9日(令和5年9月28日一部改正)課程認定委員会決定)

2 教員等の実務経験のある教員についての取扱い

- ・ 教員等の実務経験のある教員については、必ずしも著書や学術論文が求められるものではないが、**著書や学術論文がない場合には、大学や教員研修センター等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける、実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等を有することが必要である。**
- ・ **上記の発表記録や著作等には、実務経験からくる実務の経験知・識見のみならず、知見の理論化や一般化に係る内容が包含されていることが必要である。**

学校図書館司書教諭の養成について

学校図書館の役割

学校図書館は、図書館資料を児童生徒や教員の利用に供すること等により、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」を目的とするものであり、以下の3つの役割を担うもの。

- ①読書センター 自由な読書活動や読書指導の場
- ②学習センター 児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりすること
- ③情報センター 児童生徒・教職員の情報ニーズへの対応や、児童生徒の情報収集・選択・活用能力を育むこと



学校図書館が充実し、その役割を果たすことで…

① **読書好きの子供を増やし**、確かな学力、豊かな人間性を育む

② **授業で蔵書・新聞等を利活用**し、思考力・判断力・表現力等を育む

③ 探究的な学習活動等を行い、子供の**情報活用能力**を育む

④ 豊富な授業に役立つ資料を通じ、**教員の指導力**も向上する

⑤ 悩みを抱える子供の「**心の居場所**」となる

ことなどが期待。